

独占禁止法適用除外制度 に関する資料（増補）

堀越 芳昭（山梨学院大学 教授）

〈目次〉

- 【資料1】米国反トラスト法における適用除外制度（解説）
 - 【資料2】日本独占禁止法適用除外制度の米国側構想
 - 【資料3】原始独占禁止法成立における適用除外規定の変遷
 - 【資料4】協同組合の独占禁止法適用除外規定の成立過程
 - 【資料5】独占禁止法適用除外制度見直し経緯
- ## 〈主要参考文献〉

【資料1】 米国反トラスト法における適用除外制度（解説）

わが国独占禁止法の適用除外規定（要件および但書）は、アメリカの反トラスト法における協同組合の適用除外規定がより厳格にわが国に適用されることによって成立したものである。そこで、アメリカの反トラスト法における適用除外制度をみておこう。

シャーマン・反トラスト法（Sharman Antitrust Act）または単にシャーマン法（Sharman Act）というが、1890年連邦議会を通過した。本法は、不法な制限および独占に対して、取引および商業を保護する法律で、農業協同組合は同法によって厳重に適用された。しかし反トラスト法としての実効はなかなかあがらなかったようである。

そこで、1914年クレイトン法（Clayton Act）が制定された。同法の目的は、競争を

本質的に制限する価格差別化、拘束契約などを禁止して、不法な取引制限および独占をその発端において禁止しようとするものであった。シャーマン法は、農業協同組合の発達を阻止したので、同クレイトン法第6条は、法律上明文を設けて一定の要件をもつ農業協同組合には適用されないことを明らかにした。

〈クレイトン法（Clayton Act 1914） 第6条〉

人間の労働は、商品もしくは商業の客体ではない。反トラスト法は、相互扶助（mutual help）の目的のために設立され、かつ、資本金を有せず（not having capital stock）、もしくは営利を目的としない（not conducted for profit）労働、農業、または園芸団体の存在および運営を禁止し、またかかる団体の各構成員がその適法な目的を適法に遂行することを禁止し、また制限するも

のと解してはならない。また当該団体もしくはその構成員を、反トラスト法による取引制限の違法な結合 (combinations) または共謀 (conspiracies) とみなしてはならない。

ここにおいて、相互扶助目的であること、資本金をもたないこと、あるいは「営利を目的としない」こと、といった要件をもった協同組合は反トラスト法の適用を除外されることになった。この場合の「営利を目的としない」「非営利」ということの中身は必ずしも明確ではない。この文言では、営利か非営利かは資本金の有無で規定しているのではないことは確かである（「非営利」＝「非出資」ではない。）が、「配当」しかも「制限配当」の有無が営利であるか非営利であるかは明確にされていない。この点が不確かなため、相互扶助目的の非出資組合は間違いなく適用除外となったが、出資組合で「制限配当」をするものについても営利とされる虞れがあった。

そこで、1922年、出資組合も反トラスト法の適用除外とすることを可能とするカッパー・ボルステッド法 (Capper Volstead Act) が制定された。なお同法は、アメリカの協同組合大憲章 (COOP MAGNA CHARTA) とも称されている協同組合の基本法に相当するものである。それは次のように規定されていた。

《カッパー・ボルステッド法 (Capper-Volstead Act 1922) 第1条》

農業者、栽培者、牧畜農民、酪農家、果実農民といった農産物の生産に従事する者は、組合 (associations)、会社 (corporate) もしくはその他の形態で、出資組合であろうと非出資組合であろうと、生産物を協業により加工し、市場に供給し、処理し、州際および

海外との取引を協同して行うことができる。このような組合は、共同して販売機関をもつことができる。当該組合およびその構成員は、その目的を実現するために、必要な契約 (contracts) や協定 (agreements) を結ぶことができる。ただし、当該組合は、生産者としての組合員自身の相互利益 (mutual benefit) の為に活動し、次の要件の一つもしくは両方に適合しなければならない。

第1 組合の構成員は、自己の有する出資額により一票以上をもつことはできない。

第2 組合は年8%を超える出資配当をすることができない。

そして、いかなる場合も次の要件に合致しなければならない。

第3 組合は組合員によって取引される価額以上の員外利用を行うことができない。

このように、生産者組合員の相互利益を目的とすること、議決権平等 (一人一票)、出資配当の制限 (8%以下)、員外利用の制限 (50%以内)、を反トラスト法の適用除外とする要件とし、非出資組合でも出資組合であっても認められることになった。ただし、と はいずれかを満たすだけでも認められたし、員外利用制限は50%以内というかなり緩やかな要件であった。ただし、同法2条においては、組合が独占または制限して農産物の価格を不当に高めたとされた場合、農務長官は一定の手続きによって、その差し止めを命ずることができるとしている。差し止め命令者が農務長官であるというように、これも緩やかな規定であるが、組合が例え上記の4要件 (あるいは3要件) を満たしていたとしても不当な取引を容認するものでない

ことに注意しておかなければならない。この点は、わが国独占禁止法第24条但書とも一致している。

【資料2】日本独占禁止法適用除外制度の米国側構想

【2-1】「エドワーズ報告書」

1946年3月14日作成

「勧告の要約」

14 すべての形態の補助金、合法的独占、取引優先法、取引障害法は、体系的に再検討して、公共の目的にかなうことが明らかでないものは廃止されるべきである。存続される補助金は、全面的に公表されるべきである。ひとつの産業又は市場への参入の制限は、一般に承認できる公共の目的のためのみ容認されるべきである。又、自然的独占と公益事業の場合には、価格及び利潤の制限が伴わねばならない。不服のある者には、法廷で差別や制限にたいして抗争する権利が与えられるべきである。

15 取引に重圧を課すような共同行為、特定の企業をある事業分野から追い出すことを意図したり、それを他の企業に強制したりする共同又は単独の行為、独占、過大な企業規模、あるいは、独占や過大規模を特に生み出し易い型の産業成長や企業間結合を禁止するために、反トラスト法が制定されなければならない。この法律は、政府内の高い位置で活動し、広汎な調査と是正措置の権限を行使できる特別機関によって執行されるべきである。強制的でも独占的でもない協同組合の共同事業、商業競争の制限以外の労働組合活動、厳重に規制された場合の自然独占と公益事業に関しては、例外が認められるべきである。

16 特許法は、次のように改正されるべきである。発明者又はその最初の特許権譲受者が実施中の分野以外では、すべての申請者は正当かつ無差別の条件で、商業的規制なしに実施権を与えられるべきである。発明者等が実施中の分野で、ある実施権が認められた場合には、すべての申請者に無差別の条件で実施権が与えられるべきである。公式に登録されていない譲渡や実施権は無効である。この方針に違反して不法に用いられた特許は無効とすることができる。

20 次によって、協同組合制度を改善すべきである。

- a 特定のグループの組合加入を強制する現行法規の廃止
- b 協同組合がおこなう事業の形態に関する法的制限の禁止
- c 農業協同組合に関する事柄への政府の介入の廃止

第6章勧告中「日本の反トラスト法の制定」

「反トラスト法制は日本の企業のために一般的な原則を確立することを意図したものであり、したがって包括的な言葉で成文化すべきである。しかしながら、ある形態の企業をある特定の規定から除外することは必要であろう。最終的な適用除外の範囲は予見できない。日本政府の法案作成の権限を利用して遺漏なきようにすることができるであろう。しかしながら、私的な集団行為に備えるこの法律に、商業上の競争と区別された労使関係、労働条件及び賃金に関する労働組合の団体交渉活動、又は小規模生産者より成る生産者の協同組合を含む協同組合の共同行為等をこの法の下に置く意図はないことを明らかにした条項を設けるべきことは言うまでもない。協同組合の場合には、加入組合員の平

等の議決権、役員選出に当っての多数決原則、利益の配分は均等とするか低く定められた配当を越えて配分するときには出資の割合ではなく事業量に応じた比例とする配分方法等の協同組合組織としての特徴が明らかな場合はその適用除外規定を設ける。

またさらに、協同組合はその構成メンバーの相互の關係に鑑み、共謀行為を禁止する規定からは適用除外されるが、外部の者又は外部の団体と制限的な取決めを行う自由はなくかつ独占及び強制的な慣行を禁止する規定から適用除外されないことを明らかにすべきである。

また価格、サービス、利益等について政府の詳細な規制に従う自然独占及び公益事業については独占、過大な規模に対する法の適用を除外されることも規定すべきである。」

【2 - 2】「F E C - 2 3 0 文書」

1947年5月12日提出

14 反トラスト法

(一部略)

強制的でも独占的でもなく、純粋な協同組合の特徴である民主的な原則に導かれて活動する協同組合の共同行為に関しては、この法律の条項の適用をを除外するように規定すべきである。商業的競争の制限を含んでいない労働組合運動、および、政府によって所有されるか厳しく規制されている場合の自然独占と公益事業についても、同様に適用除外すべきである。

17 a 処分される持分の購入優先権を日本の協同組合に与える為に、協同組合を政府の影響から自由にし、公的機能から解放しなければならない。協同組合は不正行為を防止し、また、本節の規定の遵守を保証するに必要な限りにおいて、政府の監督に服す

べきものとする。協同組合への加入は、自発的なものであるべきで、加入資格は非差別的なものでなければならない。(これに関して、最低出資金又は加入金は、低所得者の加入の障害とはならないような低い金額とするべきである)。すべての組合員は平等な議決権を持ち、役員は多数決で選任されるべきである。収益は、組合員の間で平等に分配するか、分担業務量に比例して分配するべきであり、定額の固定配当のほかには、出資金にたいする配分をおこなうべきでない。これらの変革等を通じて、純粋に民主的な機関に轉換されるのに加えて、協同組合が、種々の活動に従事することを妨げていたすべての法的規制から解放されるべきである。特に、消費者協同組合は、法的に認められ、他の協同組合と同ようなの特権を与えられるべきである。協同組合法に規定された登記に必要な最低組合員数は、現行の7名から、組合種類によって異なるが、少数者の支配を防止するに十分な数にまで引き上げるべきである。純粋な協同組合は、その発展に必要な公的な金融的・技術的援助を受けるべきである。

b 労働組合が財閥の証券・資産の持分を購入する可能性がある場合には、それが純粋な労働者組織であり、旧所有者の仮装代理人として動いているのでないならば、その労働組合には、できる限りの技術的・金融的援助が提供されるべきである。処分される持分の所有権を労働組合に付与する方法のひとつとして、労働組合の加入者をそのままメンバーとする協同組合を、特にこの目的のために組織して、その協同組合に、処分される持分の所有権を帰属させることを考慮するべきである。

c 処分される持分の購入を希望する小企業

経営者には、より有利な条件で大企業と競争できるように、できる限りの公的援助が与えられるべきである。日本の商工省には、特にこのような小企業を援助する役割をはたす部局を新設するべきである。この部局は、工業組合や輸出組合のような小経営者達の相互扶助組織による非制限的性質の共同行為の遂行に特別の援助を与えるものとする。ただし、これらの組合が、政府又は大企業の支配を蒙らない特別な注意を払わなければならない。また、これらの組合は、以前におこなっていた取引の制限のような活動に従事することは許されない。

22 非営利法人

本文書の役員・取締役の兼任制に関する諸規定は、公共的、慈善的および文化的目的に奉仕し、かつ、他の法人の証券を所有していない非営利法人には適用を除外するものとするべきである。

【2 - 3】「カイク氏試案」(「自由取引及び公正競争の促進・維持に関する法律」)(1946年8月提出)

第13条 免除

この法律の規定は、法令により認められた労働組合の行為にて、その組合の行為が純粋に地域を割り当て、若しくは制限し、物資の自由な移動、傭人の地位向上を計るためになされる傭主と傭人との間の通常な適法行為であり、公益に反しない限り適用されない。小生産者又は消費者が、相互援助の目的をもって設立した正当な、任意共同組合は、各構成員が各一票を有し、株式を有せず、その利益は平等に、又は構成員の活動の相対的な大きさに比例して配分せられ、且つ、法令により認可せられたものは、この法律の規定は、これを適用しない。

政府独占事業は、その活動が、法令により付与された専売権の範囲に、厳に限定せられる場合に限り、この法律の規定は、これを適用しない。

適当な期間、適当な地域に限り、同一の事業に従事しないことを約する協定を包含する、事業の純然たる販売行為の一部として締結された協約には、この法律の規定は、これを適用しない。

価格、配分又は割当の統制を行ふべきものとして、法令に基いて指定された公の機関には、司法次官が経済安定本部の勧告に基いて承認した場合においては、昭和21年7月1日より1年を超えない期間は、この法律の規定は、これを適用しない。

特許権者、著作権者又は商標権者は、その活動が、これ等に付与された権利の範囲内に限定せられる限においては、この法律の適用より、除外する。

第16条 定義(抄)

「協同組合」(Cooperative)とは相互に利益を齎らす結果を招来するために、任意に共同して行動する2人以上の自然人にして法律により認可せられたもので、各人は一票を有し、それ以上を有せず、株式資本は無く、事業の手取金は出資に応じて平等に、或いはその活動の相対的な量に比例して、均しく分配せられ、出資しない会員は何も受けないものである。

【資料3】原始独占禁止法成立における適用除外規定の変遷

【3-1】経済秩序に関する示唆に対する意見（案）昭和21年10月8日

第13節 免除

- (1) 協同団体については、小生産業者又は消費者の団体のみならず、小商業者の団体についても同様に扱う。
- (2) 協同団体の行為を全面的に本法の適用外におくことはこれを改め、組合の内部行為について「第7節共同行為の諸形態の禁止」の規定のみを適用しないことにする。中小企業等の協同団体が、共同利益を追求する為にその内部で第7節所定の協定等を行うことは差支えないか協同団体又はその連合体が団体外部に向って不正な競争や不当な独占をおこなうことは取締まるべきである。
- (3) 統制を行う公の機関については第11節について述べたように改める。
- (4) 公共事業については、制限的にこれを列挙して本法の適用を除外することとし、それぞれの事業法等によって十分に監督する。

【3-2】経済秩序に関する示唆の要綱（昭和21年10月9日）

第13節 免除

- (1) 労働組合の行為に対しては、それが純粹に傭人の地位向上を図る為になされたものであって、傭主と傭人との間の通常の適法な行為であり且公益に反しない場合には、本法を適用しない。
- (2) 小工業者又は消費者が相互援助の目的をもって設立した正当な任意の協同組合に

は、本法を適用しない。

- (3) 政府の独占事業には本法を適用しない。
- (4) ある事業の純然たる販売行為の一部として締結された契約であって、適当な期間、適当な地域を限り、それと同一の事業に従事しないという約束を含むものには、本法を適用しない。
- (5) 法律に基づいて定められた価格、配分または割当の統制を行う公の機関には、昭和21年7月1日以後1年を超えない期間に限り、司法次官が経済安定本部の勧告に基づいてこれを承認した場合には、本法を適用しない。
- (6) 特許権者、著作権者、商標権者には、本法を適用しない。
- (7) 公共事業、保険会社又は運送業者に関する法律による取締については、それが本法の保障又は規定に反する限り本法が適用される。

【3-3】不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案 商工省企画室 昭和21年11月8日

第5章 例外

第19 産業における生産又は取引に従事する者であって、その行う営業又は事業の規模が独占禁圧委員会の決定に基き、主務大臣の定める規模を超えない者又は消費者が、相互扶助の目的を以て設立した協同組合その他の協同団体が、左に掲げる要件を備えている場合には、第3章の規定は、これ等の協同団体の内部において、協同団体とその構成員又は構成員相互間に行われる行為については、これを適用しないこと。

- 1、法令に基く政府の命令によらず、構成員の任意により設立されたものである

こと。

- 2、設立について、法令に基く政府の認可を受けたものであること。
- 3、構成員となる資格を有する者の加入又は脱退に対し、不適當な制限を加えていないものであること。
- 4、当該団体の行う事業に基いて利得された利益金は、各構成員に平等に、又はその事業に対する協力の程度に応じて配分されること。

第20 国の行う独占事業には、その事業のためにする行為が、法令の付与する権能の範囲に限られる場合においては、この法律の規定は、これを適用しないこと。

第21 独占禁圧委員会の決定に基き、主務大臣の定める地域より広くない地位を限り、同一の事業に従事しないことを約する契約が、営業の善意な譲渡の契約の一部として締結された場合には、その契約に

は、この法律は、これを適用しないこと。

第22 特許権者、著作権者又は商標権者の行為には、その行為が、特許権、著作権又は商標権の範囲に限られる場合においては、この法律の規定は、これを適用しないこと。

第23 電気事業、瓦斯事業、運輸事業その他の公共事業若しくは保険業又は貿易業には、この法律の規定は、これを適用しないこと。

公共事業又は保険業の取締を規定する法令を、この法律の趣旨に従って改正すること。

第24 産業の回復および振興又は民主の安定及び向上を図るために、特別の法令の規定に基いて国又は法令の規定に定める者の行う統制のためにする行為には、この法律の規定は、これを適用しないこと。

【3 - 4】 独占禁止制度要綱に関する件（案） 昭和21年12月2日【極秘】

第7 例外

	米国の立法例	甲案	乙案
1 労働組合	適用しない (クレイトン法)	公益に反しない限り 適用しない	法文解釈上当然適用しない (規定の必要なし)
2 協同組合	適用しない (クレイトン法)	適用しない 相互扶助目的小生産者、消費者の任意団体 議決権平等、株式資本なし、法令認可)	A説：団体内部行為に不当取引制限を適用しない (小規模業者、消費者の協同団体、設立加入脱退任意、議決権平等、政府認可) B説：団体の権限内の行為に不当な取引制限、独占を適用しない(主務大臣指定の協同団体)
3 国及び公共団体の営む事業	(なし)	国の独占事業には 適用しない	国及び公共団体の営む事業には適用しない

4	同一事業に従事しない旨の契約	(コモンローの解釈)	有効	有効
5	特許権者等の行為	正常なものに適用しない(判例)	有効	有効
6	公共事業	(船舶法)	本法に反しない限り有効	A説:ガス、電気、水道 地方鉄道、軌道、電信 電話、放送に適用しない B説:さらに海運、小運送 自動車交通事業を加える
7	保険金融	(海上保険法)	本法に反しない限り有効	A説:(規定しない) B説:適用しない
8	貿易業	(ウェブトリン法)	(輸出入のみの 商社は否認)	貿易には適用しない
9	統制	(規定ナシ)	法令による公機関の一定機関には適用しない	法令に基づく行為には適用しない

【3-5】独占禁止制度要綱に関する件(案) 昭和21年12月5日【極秘】

第7 例外

	米国の立法例	甲案	乙案
1 労働組合	適用しない (クレイトン法)	公益に反しない限り 適用しない	法文解釈上当然適用しない (規定の必要なし)
2 協同組合	適用しない (クレイトン法)	適用しない (相互扶助目的 小生産者、消費者の 任意団体 議決権平等、株式 資本なし、法令認可)	A説:団体内部行為に不当 取引制限を適用しない (小規模業者、消費者 の協同団体、設立加入脱 退任意、議決権平等、政 府認可) B説:団体の権限内の行為 に不当な取引制限、独占 を適用しない (主務大臣指定の協同団体)
3 国及び 公共団体の 営む事業	国及の独占事業には 適用しない	国及び公共団体には 適用しない	国及び公共団体の営む事業には 適用しない
4 同一事業に従事しない旨の契約	(コモンローの解釈)	有効	有効

5 特許権者等の行為	正常なものに適用しない (判例)	有効	有効
6 公共事業その他事業法の事業	(船舶法) (陸運法) (州際商業法)	本法に反しない限り有効	公共事業、保険業、銀行業 その他事業法の規定により適用しない
7 貿易業	(ウェブトリン法)	(輸出入のみの商社は否認)	貿易には適用しない
9 統制	(規定ナン)	法令による公機関の一定機関には適用しない	法令に基づく行為には適用しない

乙案の別案 昭和21年12月5日【極秘】

第7 例外

- 2 協同組合 主務大臣の指定する協同団体の権能の範囲内に於ける行為には、不当な独占、不当な独占を生ずる虞ある事項及び不当な取引制限に関する規定はこれを適用しない。

【3-6】独占禁止制度要綱に関する件 (案) 昭和21年12月7日【極秘】

第6 除外

- 1 協同組合 小規模の生産業者、商業者、運送業者又は消費者の協同団体で、設立加入脱退が任意で、一構成員の議決権が一票で政府の認可を受けた

ものの、団体内部の行為には、不当な取引制限に関する規定は適用しない。

- 2 国及び公共団体の営む事業
- 3 同一事業に従事しない旨の契約
- 4 特許権者等の行為
- 5 公共事業その他事業法の定めある事業（公共事業、保険業、銀行業その他）
- 6 貿易 貿易には適用しない。
- 7 統制 統制を目的とする特別の法令の規定に基づく行為には適用しない。

(備考) 労働組合については法律解釈上当然適用されないから、特に規定する必要がない。

【3-7】独占禁止制度要綱に関する件 (案) 昭和21年12月14日【極秘】

第7 例外

	米国の立法例	甲案	乙案
1 協同組合	適用しない (クレイトン法) (カ・ポ法)	適用しない (相互扶助目的小生産者、消費者の任意団体 議決権平等、株式資本なし、法令認可)	小規模の生産業者、商業者 運輸業者、消費者の協同団体(連合会、中央会を含む) 設立加入脱退任意、議決権平等、政府認可されたものの内部行為には不当な取引制限の規定は適用しない。

2 国及び公共団体の営む事業		国の独占事業には適用しない	国及び公共団体の営む事業には適用しない
3 同一事業に従事しない旨の契約	(コモンローの解釈)	有効	有効
4 特許権者等の行為	正常なものに適用しない (判例)	有効	有効
5 公共事業その他事業法の事業	(船舶法) (陸軍法) (州際商業法) (海上保険法)	本法に反しない限り有効	公共事業、保険業、銀行業 その他事業法の規定により適用しない
6 貿易業	(ウェブトリン法)	<u>貿易には適用しない</u>	
7 統制	(規定ナシ)	法令による公機関の一定機関には適用しない	法令に基づく行為には適用しない
(参考) 労働組合	適用しない (クレイトン法)	公益に反しない限り	法律解釈上当然適用しない (規定の必要なし)

【3 - 8】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（試案）
昭和22年1月28日【極秘】

第5章 適用の特則

第16条 この法律の規定は、国又は地方公共団体が法律又は法律に基く命令により行う事業活動には、これを適用しない。

第17条 この法律の規定は、公共事業その他の事業について特別の法律が定められている場合において、事業者がその法律又は法律に基づく命令により行う正当な事業活動には、これを適用しない。

第18条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により権利の行使と認められる行為については、これを適用しない。

第19条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え且つ法律の規定に基づいて設立された組合（組合連合会を含む。）の組合内部の行為に関しては、これを適用しない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され且つ組合員が任意に加入又は脱退できること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して損益分配を行う場合には、その割合が、組合員の出資の価額又は組合との取引の分量に応じて定められること。

前項の組合の行う販売及び購買については、その行為自体を以て不当な独占と解せられることはない。

第20条 この法律の規定は、国民経済の統制のためにする法律又は法律に基づく命令の規定による事業者の正当な行為にはこれを適用しない。

**【3 - 9】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（修正試案）
昭和22年2月25日【極秘】**

第6章 適用の特則

第19条 この法律の規定は、国又は地方公共団体が法律又は法律に基づく命令によって行う専売その他の独占事業には、これを適用しない。

第20条 この法律の規定は、公益事業その他の事業について特別の法律が定められている場合において、事業者が、その法律又は法律に基づく命令によって行う正当な事業活動には、これを適用しない。

第21条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法によって権利の行使と認められる行為には、これを適用しない。

第22条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え且つ法律の規定に基づいて設立された組合（組合連合会を含む。）の組合内部の行為には、これを適用しない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- 二 任意に設立され且つ組合員が任意に加入又は脱退できること
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること
- 四 組合員に対して損益分配を行う場合には、その割合が、組合員の出資の価額又は組合との取引の分量に

応じて定められること

前項の組合の行う販売及び購買については、その行為自体を以て不当な独占と解せられることはない。

【3 - 10】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第三次修正案）昭和22年3月9日【極秘】

第6章 適用除外

第20条 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者のその事業固有の活動であつて、生産、販売又は供給に関するものには、これを適用しない。

第21条 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律が定まる場合において、事業者が、その法律又は法律に基づく命令によって行う正当な行為には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第22条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為には、これを適用しない。

第23条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え且つ法律の規定に基づいて設立された組合（組合連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。

但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を高めることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互

扶助を目的とすること。

- 二 任意に設立され、且つ組合員が任意に加入、又は脱退できること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して損益分配を行う場合には、その割合が、組合員の出資の価額又は組合との取引の分量に応じて定められること。

【3 - 11】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第四次修正案） 昭和22年3月11日【極秘】

第6章 適用除外

第20条 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であってその事業に固有のものについては、これを適用しない。

第21条 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律が定ある場合において、事業者が、その法律又は法律に基く命令によって行う正当な行為には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第22条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為には、これを適用しない。

第23条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え且つ法律の規定に基づいて設立された組合（組合連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。

但し、不公正な競争方法を用いる

場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を高めることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、且つ組合員が任意に加入、又は脱退できること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して損益分配を行う場合には、その割合が、組合員の出資の価額又は組合との取引の分量に応じて定められること。

【3 - 12】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第五次修正案） 昭和22年3月15日【極秘】

第6章 適用除外

第21条 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であってその事業に固有のものについては、これを適用しない。

第22条 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律が定ある場合において、事業者が、その法律又は法律に基く命令によって行う正当な行為には、これを適用しない。

前項の特別の法律は、別に法律を以てこれを指定する。

第23条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為には、これを適用しない。

第24条 この法律の規定は、左の各号に掲

げる要件を備え且つ法律の規定に基づいて設立された組合（組合連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。

但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を高めることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、且つ組合員が任意に加入、又は脱退できること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

【3 - 13】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日公布）

第6章 適用除外

（自然独占に固有な行為）

第21条 この法律の規定は、鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の生産、販売または供給に関する行為であってその事業に固有のものについては、これを適用しない。

（事業法令に基づく正当な行為）

第22条 この法律の規定は、特定の事業について特別の法律がある場合において、事業者が、その法律又はその法律に基づく命令によって行う正当な行為には、これを適用しない。
前項の特別の法律は、別に法律を以

てこれを指定する。

（無体財産権の行使行為）

第23条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

（一定の組合の行為）

第24条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の組合連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。但し、不公正な競争方法（1953年「不公正な取引方法」に修正）を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りではない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

【資料4】協同組合の独占禁止法適用除外規定の成立過程

○：有、×：無、△：一部有

要綱法案	協同組合の要件				内部行為限定	法定	但書	備考
	相互扶助	自由任意	議決権平等	分配制限				
(米)	○	×	(○)	(○)	×	×	○	()：いずれか一つ
(A)	(○)	○	○	○	×	×	○	()：「相互の関係」
(B)	○	○	○	○	×	(○)	○	()：「援助・監督」
(C)	○	○	○	○	×	○	(○)	()：第15条罰則
(1)	×	×	×	×	○	×	×	以下△： 任意設立のみ 利用分配のみ 非出資のみ 非出資のみ 利用分配のみ 利用分配のみ 利用分配のみ
(2)	○	△	×	×	×	×	×	
(3)	○	○	×	△	○	○	×	
(4)甲	○	○	○	×	○	○	×	
(4)乙	×	○	○	×	○	○	×	
(5)甲	○	○	○	×	○	○	×	
(5)乙	×	○	○	×	○	○	×	
(6)	×	○	○	×	○	○	×	
(7)	○	○	○	×	○	○	×	
(8)	○	○	○	△	○	○	×	
(9)	○	○	○	△	○	○	×	
(10)	○	○	○	△	×	○	○	
(11)	○	○	○	△	×	○	○	
(12)	○	○	○	○	×	○	○	
(13)	○	○	○	○	×	○	○	

□の囲みは注意すべき箇所を筆者が表示したものである。

【注記】：上記「要綱法案」における記号・番号は以下の記号・番号の法・要綱・法案を指す。

(米)(米国)「カッパー・ボルステッド法」(1922年制定)

(A)「エドワーズ報告書」(1946年3月14日作成)

(B)「FEC-230文書」(1947年5月12日提出)

(C)「カイク氏試案」(1946年8月提出)

(1) 経済秩序に関する示唆に対する意見(案)(昭和21年10月8日)

(2) 経済秩序に関する示唆の要綱(昭和21年10月9日)

(3) 不正競争の防止及び独占の禁圧に関する法律案 商工省企画室(昭和21年11月8日)

(4) 独占禁止制度要綱に関する件(案)(昭和21年12月2日)

(5) 独占禁止制度要綱に関する件(案)(昭和21年12月5日)

(6) 独占禁止制度要綱に関する件(案)(昭和21年12月7日)

(7) 独占禁止制度要綱に関する件(案)(昭和21年12月14日)

(8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(試案)(昭和22年1月28日)

(9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(修正試案)(昭和22年2月25日)

(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(第三次修正案)(昭和22年3月9日)

- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第四次修正案）（昭和22年3月11）
- (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第五次修正案）（昭和22年3月15）
- (13) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日公布 法律第54号）

【出典】

- (1) E. W. キントナー著 / 有賀美智子監訳 『反トラスト法』 商事法務研究会、1968年
- (2) Agricultural Cooperation, Selected Reading edited by Abrahamsen & Secroggs, 1957, second printing 1963, published by the University of Minnesota.
- (3) 大蔵省財政史室 『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 』 第2巻独占禁止、東洋経済新報社、1982年
- (4) 大蔵省財政史室 『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 』 第20巻英文資料、東洋経済新報社、1982年
- (5) 「資料 エドワーズ調査団の報告書について」 『公正取引』 No.323、1977年9月
- (6) 公正取引委員会 『独占禁止政策三十年史』 (1977年)
- (7) 総合研究開発機構編 『財閥解体・集中排除関係資料』 (2)(3) 日本経済評論社、1998年

【資料5】独占禁止法適用除外制度見直し経緯

昭和54(1979)年9月、OECD(経済協力開発機構)理事会は、加盟各国に対し政府規制等の見直しを勧告する。

これを受けて公正取引委員会は昭和55(1980)年、昭和56(1981)年「政府規制及び独占禁止法適用除外分野に関する調査」を行う。

昭和55(1980)年4月、公正取引委員会は、行政管理庁(総務庁)との間で、政府規制及び独占禁止法適用除外に関する合同検討会議を設置する。昭和56(1981)年度では、合同検討会議1回、実務担当者会議を4回開催する。(同会議はそれ以降継続的に開催されている。)

昭和63(1988)年7月以降、公正取引委員会は「政府規制等競争政策に関する研究会」(座長 鶴田俊正 専修大学教授)を開催し、平成元年にその検討結果をと

りまとめ公表する。

平成2(1990)年1月以降、同研究会の下「独占禁止法適用除外制度小委員会」(小委員長 金子 晃 慶応義塾大学教授)を設置し検討を行う。

平成3(1991)年9月、同研究会は報告書『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』を公刊する。

平成4(1992)年6月、第3次臨時行政改革推進審議会「国際化対応、国民生活重視の行政改革に関する第3次答申」において、「個別の法律に基づく独占禁止法適用除外制度について、必要最小限にとどめるとの観点から見直しを行い、平成7年度末までに結論を得ることとし、その際に所管省庁は公正取引委員会と十分協議すること」が提言される。

平成5(1993)年9月の経済対策閣僚会議において、適用除外制度の見直しのため、「独占禁止法の適用を除外している個別の法律に基づく適用除外カルテル等制度の

見直しについて、平成7年度末までに結論を出すこととし、関係省庁による連絡会議を開催する等見直し推進体制の整備を図ること」が決定される。

平成5(1993)年10月、第3次臨時行政改革推進審議会の最終答申において、政府規制制度の見直しについて提言し、同答申を最大限尊重する旨の閣議決定を行う。

平成5(1993)年11月：第1回、平成6(1994)年2月：第2回、内閣官房内政審議室主催の「独占禁止法適用除外制度見直しに係わる関係省庁等連絡会議」が開催され、平成7年度末までに見直しの結論を得るため継続的に同会議を開催することを確認する。(以後、第3回：平成7年1月、第4回：平成7年9月、第5回：平成8年1月に開催する。)

平成5年(1993)12月、公正取引委員会は前回の報告書を基に再度検討を行い、「競争政策の観点からの政府規制の問題点と見直しの方向」を公表する。

平成6(1994)年2月「今後における行政改革の推進方策について」(行政大綱)において、公的規制の緩和の推進と、競争政策の積極的展開のための個別法による独占禁止法適用除外カルテル等の見直しについて、「個別の法律に基づく適用除外カルテル等制度について、5年以内に原則廃止する観点から見直しを行い、平成7年度末までにその結論を得る」ことを決定し、同答申を最大限尊重する旨の閣議決定を行う。

平成6(1994)年7月5日閣議決定「今後における規制緩和の推進等について」において、個別法における独占禁止法適用除外カルテル等制度の見直しを掲げる。

平成7(1995)年3月31日閣議決定「規制緩和推進計画」において、個別法における独占禁止法適用除外カルテル等制度について、平成10年度末までに原則廃止する方向で見直しを行い、平成7年度末までに具体的結論を得る」と決定する。

* 適用除外カルテル等制度(28法律47制度)についての見直しを行い、平成10年度末までに33制度について廃止・法整備を行い、4制度については範囲の限定を図り、残りの10制度については引き続き検討を行うこととされる。また、立法措置を必要とするものについては、一括整理法案の提出等の措置を行うこととされる。その他の適用除外制度についても、引き続き必要な検討を行うこととされる。

平成7(1995)年4月14日、平成7(1995)年9月20日、経済対策閣僚会議に基づき、再販売価格維持制度の指定取り消しのための手続きの実施、著作物については範囲の限定・明確化を図ることとする。

平成8(1996)年3月末に行われていた41件(公正取引委員会が関与規定により把握しているもの)のカルテルは、平成10年度末までに1件を除き終了予定である。

平成9(1997)年3月28日閣議決定「規制緩和推進計画の再改定について」一括整理法案の提出を決定する。

平成9(1997)年個別法に基づく適用除外制度20法律35制度の廃止・縮減の一括整理法案、6月13日成立、6月20日公布、7月20日施行。

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」(法律第96号)

平成10(1998)年3月末現在:個別法に基づく適用除外制度は12法律17制度に縮減。

平成10(1998)年3月31日閣議決定「規制緩和推進3カ年計画」

独占禁止法適用除外カルテル等制度については、適用除外となる行為及び団体の全範囲について見直しを行い、独占禁止法に基づく適用除外制度については不況カルテル制度・合理化カルテル制度等を廃止し、適用除外法に基づく適用除外制度については協同組織の団体に係るものを独占禁止法第24条の規定によることとし、その他のものは原則廃止するとともに、適用除外法そのものを廃止することとし、そのための改正法案を平成11年度の通常国会に提出する旨の結論を得る。

平成11(1999)年6月23日公布「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律」(法律第80号)

これによって、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律」(「適用除外法」)が廃止され、同「適用除外法」の廃止に伴って、独占禁止法第22条の削除、独占禁止法第8条の改正、各種法の整備等が行われ、独占禁止法第24条の3および第24条の4が削除された。これらによって、個別法に基づく適用除外制度は大幅に廃止・縮減され、適用除外法は廃止され、不況カルテル・合理化カルテルの適用除外が廃止された。

平成11(1999)年3月30日閣議決定「規制緩和推進3カ年計画(改定)」において、独占禁止法第21条(自然独占に固有の行為に関する適用除外制度)について引き

続き検討することとされたが、第21条については規定を削除すると結論した。

平成13(2001)年5月19日公布「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」により、自然独占事業に固有な行為に対する適用除外制度を廃止し、電気事業、ガス事業等における自由化を踏まえ、独占禁止法第21条(その性質上当然に独占となる事業に固有な行為に対する適用除外の規定)を廃止した。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外制度は、平成13年度末現在、16法律22制度(再販売価格維持契約制度を含む。)に縮減された。

平成14(2002)年8月30日内閣府経済財政諮問会議において、農協の独占禁止法適用除外についての疑義が指摘される。

平成14(2002)年11月22日内閣府総合規制改革会議において、農協の独占禁止法適用除外の見直し、連合会の適用除外撤廃が提起される。

平成15(2003)年3月28日閣議決定「規制改革推進3カ年計画(再改定)」において、協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図るとした。【平成14年度に検討を開始し、平成15年度に基本的方向について結論、以降逐次実施】

【主要参考文献】

- (1) E . W . キントナー著 / 有賀美智子監訳 『反トラスト法』 商事法務研究会、1968 年
- (2) Agricultural Cooperation, Selected Reading edited by Abrahamsen & Secroggs, 1957, second printing 1963, published by the University of Minnesota.
- (3) 上野和俊・木村勝紀共訳 『アメリカに見る農協のあり方』 オールインワン出版部、1994 年(原著 “ cooperatives in Agriculture ” , Pulished by PRENPICE HALL Inc. 1989.)
- (4) U.S. Department of Agriculture, Farmer Cooperative Statics 1995, RBS Service Report 52.)
- (5) 国弘員人 『アメリカ協同組合』 巖松堂、1948 年
- (6) 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 』 第 2 巻独占禁止 (三和良一) 東洋経済新報社、1982 年
- (7) 大蔵省財政史室編 『昭和財政史 - 終戦から講和まで - 』 第 20 巻英文資料、東洋経済新報社、1982 年
- (8) 「資料 エドワーズ調査団の報告書について」 『公正取引』 No. 323、1977 年 9 月 (9) 総合研究開発機構編 『財閥解体・集中排除関係資料』 (2) (3)、日本経済評論社、1998 年
- (10) 公正取引委員会 『独占禁止政策三十年史』 (1977 年)
- (11) 公正取引委員会 『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』 (1991 年)
- (12) 公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告』 (各年版)
- (13) 公正取引委員会 『独占禁止政策五十年史』 (1997 年)
- (14) 総 務 庁 『規制緩和白書』 (各年版)
- (15) 主な研究論文
- ・馬川千里「独占禁止法の適用除外としての協同組合の一考察 (一) ~ (五)」 『熊本商大論集』 第 37、38、39、40、42 号、1972 年 9 月、1973 年 1 月、同年 4 月、同年 9 月、同年 4 月
 - ・実方謙二「農業協同組合と独占禁止法の適用除外の再検討」 『北大法学論集』 第 31 巻第 3・4 合併号、1981 年
 - ・飯島源次郎「農業協同組合と独占禁止法 - 第 24 条適用除外の妥当性の検討 - 」 『北大農経論叢』 第 38 集、1982 年 3 月
 - ・舟田正之「協同組合と独占禁止法」 『独占禁止法講座』 商事法務研究会、1981 年
 - ・木元錦哉他著 『協同組合と法』 三省堂、1993 年
 - ・及川信夫「農業協同組合の独占禁止法上の適用除外に対する再検討についての若干の考察」 日本協同組合学会 『協同組合研究』 第 11 巻第 2 号、1992 年 5 月
 - ・高瀬雅男「協同組合と独占禁止法の新段階」 『経済法講座 1』 三省堂、2002 年
 - ・堀越芳昭「国際協同組合原則と独占禁止法 - 原則・組合法・独占禁止法の相互関係 - 」 山梨学院大学 『経営情報学論集』 第 4 号、1998 年 2 月

- ・堀越芳昭「米国対日占領政策の展開と協同組合 - 独占禁止法の成立・協同組合原則の導入と農協法成立 - 」中央協同組合学園『農協基礎研究』第18号、1998年9月
- ・堀越芳昭「独占禁止法適用除外制度の成立過程」山梨学院大学『経営情報学論集』第5号、1999年2月
- ・堀越芳昭「独占禁止法の適用除外制度成立に関する資料」山梨学院大学『経営情報学論集』第6号、2000年1月
- ・堀越芳昭「協同組合の独占禁止法適用除外制度」経営行動研究学会『経営行動研究年報』2000年5月
- ・堀越芳昭「なぜ協同組合は独占禁止法適用除外なのか - その意義と見直しの問題点 - 」協同組合経営研究所『研究月報』2003年1月
- ・堀越芳昭「独占禁止法における協同組合政策」日本協同組合学会『ILO・国連の協同組合政策と日本』日本経済評論社、2003年5月

(本稿は、山梨学院大学『経営情報学論集』第6号、2000年1月に掲載された同名論文の増補版であり、その後の動向と主要参考文献に追加補充したものである。)